

国税局長の指定する株式の評価明細書

銘柄	課税時期の取引価格		② 類似業種比準価額	③ 平均額 ①と②との平均額	評価額 ①の金額又は①と③とのうちいずれか低い方の金額	増資による権利落等の修正計算その他の参考事項
	月日	① 価額				
		円	円	円	円	

記載方法等

- 「課税時期の取引価格」の「月日」欄には、課税時期を記載します。ただし、課税時期に取引がない場合等には、課税時期の取引価格として採用した取引価格についての取引月日を記載します。
- 「類似業種比準価額」欄には、取引相場のない株式を評価する場合の類似業種比準価額又はその金額を修正した金額（取引相場のない株式（出資）の評価明細書の第4表の「3. 類似業種比準価額の計算」の「1株当たりの比準価額」欄又は「比準価額の修正」欄の金額）を記載します。  
なお、類似業種比準価額の計算は、省略しても差し支えありません。
- 「評価額」欄には、負担付贈与又は個人間の対価を伴う取引により取得した場合には、「①」欄の金額を、その他の場合には、「①」欄と「③」欄の金額とのうちいずれか低い金額（類似業種比準価額の計算を省略した場合には、「①」欄の金額）を記載します。
- 各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てます。